

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年12月5日

海田町長 竹野内 啓佑

1 業務内容

(1) 業務名

海田町広報紙発行業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

(5) 契約金の上限額

60,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 海田町の令和7～9年度の物品調達等の業務分野の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、参加表明書の提出及び審査に併せて競争入札参加資格認定に準じた審査を行い、企画提案書の提出期限までに同等と認められた者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。
- (5) 海田町税、広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）の適用がない者であること又は民事再生法若しくは会社更生法の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

(7) 広島県内に事業所を有すること。（海田町を営業の管轄とする事業所（本店、支店、営業所等）を有していること。）

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

電話：(082) 823-9212（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月9日（金）まで（海田町の休日を定める条例（平成元年6月30日海田町条例第12号）に規定する町の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は海田町ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和8年1月21日（水）正午

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年1月27日（火）頃に通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記 (1) アの場所

イ 提出期限

令和8年2月6日（金）正午

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

企画提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

審査は、企画提案書の評価による審査を行い、選定委員会の書類審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 日時等

次のとおり審査を実施する。

① 日 時：令和8年2月13日（金）

② 場 所：海田町役場

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「海田町広報紙「広報かいた」発行業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和8年2月18日（水）頃に、すべての企画提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

電話：(082) 823-9212（ダイヤル・イン）

FAX：(082) 823-9203

メール：brand@town.kaita.lg.jp